

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和6年5月8日

静岡県選挙管理委員会委員長 山本 正幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 60,020
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 475,122
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区	選挙区	選挙区			
下田市・賀茂郡	17,101	富士市	68,763	袋井市・森町	27,844
伊東市	19,396	富士宮市	35,825	磐田市	44,565
熱海市	10,160	静岡市葵区	69,533	浜松市中央区	149,390
伊豆市	8,356	静岡市駿河区	57,847	浜松市浜名区・天竜区	50,107
伊豆の国市	13,278	静岡市清水区	64,537	湖西市	15,505
函南町	10,445	焼津市	37,474		
三島市	29,916	藤枝市	39,428		
清水町	8,662	牧之原市・吉田町	19,348		
長泉町	11,749	島田市・川根本町	28,413		
裾野市	13,682	御前崎市	8,371		
御殿場市・小山町	27,939	菊川市	12,247		
沼津市	53,419	掛川市	30,978		